

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出について

1. 概要

船橋市における地域生活支援拠点は、障害福祉サービス事業者及び関係機関等が連携することで地域を支える体制を構築する「面的整備型」の地域生活支援拠点システム（以下「拠点システム」という。）です。

拠点システムの機能を強化する観点から、令和4年11月より、次に掲げる5つの機能の一部を担う市内の事業所が、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施する旨を規定し、市に届け出ていただくことで、後述する所定の加算を算定できることとしました。

2. 拠点システムにおける5つの機能

①相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

②緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3. 拠点等の機能を担う事業所の報酬について

(1) 特定相談支援（障害児相談支援を含む）

【地域生活支援拠点として担う機能：①相談 ②緊急時の受入れ・対応 ⑤地域の体制づくり】

報酬	内容
地域生活支援拠点等相談強化加算 (700 単位)	地域生活支援拠点等である指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に算定できる。(短期入所への受入れ実績に応じて、月 4 回を限度)
地域体制強化共同支援加算 (2,000 単位)	地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報提供等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合に算定できる。(月 1 回を限度)

(2) 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）、自立生活援助、地域定着支援、短期入所

【地域生活支援拠点として担う機能：②緊急時の受入れ・対応】

報酬	内容
緊急時対応加算 【訪問系サービス】	個別支援計画に位置付けられていない訪問系サービスを、利用者等の要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に算定できる。 100 単位/回 (月 2 回を限度) +50 単位/回 (地域生活支援拠点等の場合)
緊急時支援加算 【自立生活援助】	緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後 10 時から午前 6 時）に支援を行った場合に算定できる。 ・緊急時支援加算（Ⅰ） 711 単位/日 +50 単位/日 (地域生活支援拠点等の場合) ・緊急時支援加算（Ⅱ） 94 単位/日 (電話相談援助)
緊急時支援費 【地域定着支援】	緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき支援を行った場合に算定できる。 ・緊急時支援費（Ⅰ） 712 単位/日 +50 単位/日 (地域生活支援拠点等の場合) ・緊急時支援費（Ⅱ） 95 単位/日 (深夜における電話相談援助)

地域生活支援拠点等である場合の加算 【短期入所】	短期入所のサービス利用の開始日に加算できる。(緊急時の受入れに限らない) <u>+100 単位/日 (地域生活支援拠点等の場合)</u>
-----------------------------	---

(3) 地域移行支援、施設入所支援、日中活動系サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型）

【地域生活支援拠点として担う機能：③体験の機会・場】

報酬	内容
体験利用加算 【地域移行支援】	障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に 15 日以内に限り算定できる。 ・初日から 5 日目まで 500 単位/日 <u>+50 単位/日 (地域生活支援拠点等の場合)</u> ・6 日目から 15 日目まで 250 単位/日 <u>+50 単位/日 (地域生活支援拠点等の場合)</u>
体験宿泊加算 (I) 【地域移行支援】	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、体験宿泊加算 (I) 及び (II) を合計して 15 日以内に限り算定できる。 300 単位/日 <u>+50 単位/日 (地域生活支援拠点等の場合)</u>
体験宿泊加算 (II) 【地域移行支援】	夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定し、体験宿泊加算 (I) 及び (II) を合計して 15 日以内に限り算定できる。 700 単位/日 <u>+50 単位/日 (地域生活支援拠点等の場合)</u>
体験宿泊支援加算 【施設入所支援】	施設利用者の体験宿泊を支援した場合に算定できる。 120 単位/日
体験利用支援加算 【日中活動系サービス】	障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15 日以内に限り算定できる。 ・初日から 5 日目まで 500 単位/日 <u>+50 単位/日 (地域生活支援拠点等の場合)</u> ・6 日目から 15 日目まで 250 単位/日 <u>+50 単位/日 (地域生活支援拠点等の場合)</u>

4. 届出にあたっての主な要件

要件	<p>①運営規程に拠点等の機能を担う事業所であることを規定すること。</p> <p>②市から委託を受けて緊急対応を行う拠点コーディネーターや基幹相談支援センター（ふらっと船橋）と連携し、拠点システムに関する業務に協力すること。</p> <p>③その他、市の行う拠点システム業務に可能な限り協力すること。</p> <p>④緊急対応を行った場合は、翌開庁日の午前中までに市に報告すること。また、緊急対応を行ってから10日以内に緊急対応記録票（第3号様式）を市へ提出すること。</p> <p>※届出事業所については、市のホームページ等で公表予定</p>
----	---

5. 届出方法等

①船橋市地域生活支援拠点登録事業所届出書（第1号様式）を記載し、登録を受ける（算定開始月の）前々月末日までに、変更後の運営規程とともに**障害福祉課**へ提出する。

届出書（第1号様式）の地域生活支援拠点として担う機能の欄は、各々の事業所が担う機能を【**3. 拠点等の機能を担う事業所の報酬について**】にて確認の上チェックしてください。

②地域生活支援拠点等による加算を算定する場合には、加算の体制届等を算定開始月の前月15日までに**指導監査課**へ提出する。

下図の通り、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（体制付表 1-1）の地域生活支援拠点等区分を「該当」として届出が提出されていれば各加算が算定できますので、個別の加算ごとに届出を行う必要はありません。

例) 居宅介護事業所の場合

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等
各サービス共通					地域区分 4. 四級地
居宅介護					特定事業所 1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV
					福祉・介護職員処遇改善加算対象 1. なし 2. あり
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象 1. なし 2. あり
					福祉・介護職員等バースアップ等支援加算対象 1. なし 2. あり
					キャリアパス区分(※3) 1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4) 1. I 2. II
共生型サービス対象区分 1. 非該当 2. 該当					
地域生活支援拠点等 1. 非該当 2. 該当					